



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO. 24

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えた今月は、今後執行されるかもしれない「憲法改正」に伴う「国民投票の仕組み等」についてフッキーがお伝えします。

はじめに! 日本国憲法の改正手続に関する法律とは

まず、日本国憲法第96条では、「憲法改正は、国会で衆議院・参議院の総議員の3分の2以上の賛成を経たのち、国民投票によって過半数の賛成を必要とする」と定められているよ。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続きを定めたものが、「日本国憲法の改正手続に関する法律」なんだ。



では! 国民投票の投票権は?

投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上の日本国民が、投票日が平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上の日本国民が有することになるよ。

あなたの大切な人が暮らしている国の根幹の一つである「憲法」に関わることだから、憲法改正と一緒に、世界情勢や社会情勢にも感心を持ってほしいな。



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■ 問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111